

湘南地区ミニバスケットボール連盟規約

第一章 総 則

- 第1条（名 称） 本会は、湘南地区ミニバスケットボール連盟（以下「本会」という。）と称する。
- 第2条（事務所） 本会は、事務所を理事長所在のところに置く。
- 第3条（目 的） 本会は、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市及び寒川町（以下「湘南地区」という。）のミニバスケットボール競技界を統括し代表する団体として、ミニバスケットボール競技の普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第二章 事 業

- 第4条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 各種競技会及び各種講習会
 - (2) 神奈川県ミニバスケットボール連盟（以下「県連盟」という。）及び各地区等との連携に関する事業
 - (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

第三章 組 織

- 第5条（組 織） 本会組織の位置づけ及び構成は次のとおりとする。
- (1) 本会は、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会U-12部会湘南支部として位置づけられる。
 - (2) 本会は、湘南地区に所在するミニバスケットボール団体であり、かつ、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）及び一般社団法人神奈川県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）にチーム加盟し、選手は個人登録をしている団体により構成する。

第四章 登 録

- 第6条（登 録） 前条第2号の団体は、本会の登録団体（以下「登録団体」という。）とし、本会の会員となる。
- 第7条（脱退・除名） 本会の登録団体がJBA及び県協会（以下「JBA等」という。）を脱退した場合、若しくはJBA等から登録を抹消された場合には、本会の会員資格を失う。

第五章 役 員

- 第8条（役 員） 本会は、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 常任理事 若干名
 - (6) 理事 若干名
 - (7) 委員 若干名
 - (8) 会計監査 2名
- 第9条（会 長） 会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。会長は、本会を統理し代表する。
- 第10条（副会長） 副会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 第11条（理事長） 理事長は、常任理事の中から互選され会長が委嘱する。理事長は本会の執行責任者として、会務を掌握する。また、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会U-12部会湘南支部長を兼職する。
- 第12条（副理事長） 副理事長は、常任理事の中から互選され会長が委嘱する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- 第13条（常任理事） 常任理事は、第23条に規定する委員長をもって充て、会長が委嘱する。常任理事は、本会の会務を分掌・処理するとともに常任理事会を構成する。
- 第14条（理 事） 理事は、各登録団体から1名選出し、会長が委嘱する。理事は、常任理事会の決定により業務を分担するとともに理事会を構成する。
- 第15条（委 員） 委員は、理事会構成員及び必要に応じて理事会が要請した登録団体の指導者をもって充て、第23条に規定する各委員会の会務を分担する。
- 第16条（会計監査） 会計監査は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。会計監査は、本会の財務について監査する。
- 第17条（県連盟役員派遣） 県連盟規約により本会から必要に応じて県連盟役員を派遣する。なお、派遣する役

員は常任理事会により選出し、会長が委嘱する。

第18条（任期） 本会役員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠損が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

第六章 会議

第19条（会議） 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会及び委員会とする。

第20条（総会） 総会は、本会最高の決議機関とし、次の通りとする。

- (1) 総会は本会役員と登録団体代表者で構成され、その2/3以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の決議により議決とする。
- (2) 総会は、年1回（原則として4月）会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、または登録団体代表者の1/4以上の署名による要求がある場合には、会長が招集して、臨時総会を開催するものとする。
- (3) 総会は、本会の事業計画、予算及び決算、役員の選出、規約改正、その他必要な事項について審議決定する。

第21条（常任理事会） 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事で構成され、必要に応じて理事長が招集する。常任理事会は、本会の審議・執行機関として、本会運営上の重要な事項について審議決定する。構成員の半数以上の出席により成立し、会議の議決は、出席者の過半数以上の決議で決定する。

2 常任理事会の審議に当たり、必要に応じて県連盟派遣役員及びその他の関係人に出席を求め、説明または意見を聞くことができる。その場合の出席要求は理事長が行う。

第22条（理事会） 理事会は、理事及び常任理事会構成員で構成され、必要に応じて理事長が招集する。構成員の半数以上の出席により成立し、会議の議決は、出席者の過半数以上の決議で決定する。理事会は、常任理事会の諮問機関として、本会運営上の必要なことについて連絡調整する。また、必要に応じて審議し、常任理事会に答申する。

2 理事会の審議に当たり、必要に応じて県連盟派遣役員及びその他の関係人に出席を求め、説明または意見を聞くことができる。その場合の出席要求は理事長が行う。

第23条（委員会） 本会に次の委員会を置き、会務を分担する。委員長及び副委員長は、委員の互選とする。委員長は常任理事となる。

(1) 総務委員会

本会の記録・保管、大会式典、会員への連絡調整及び他のいずれの委員会にも属さない事務を処理する。

(2) 財務委員会

本会の財務全般を統理する。

(3) 競技・運営委員会

本会に係る大会の企画、競技日程や会場の調整及び大会の管理・運営を行う。

(4) 審判委員会

審判に関するルールの伝達と講習会の開催及び大会運営に係る審判等の調整、割当を行う。

(5) 育成・普及委員会

技術向上と児童の親睦をはかるための講習会等の企画・運営及び神奈川県地区選抜交歓大会の選手選考のほか招待試合に係る連絡調整等を行う。

(6) 広報・渉外委員会

ホームページの運営、報道機関への連絡調整その他本会の広報全般及び大会協賛事業者等との連絡調整を行う。

第七章 会計

第24条（経費） 本会の経費は、JBAの交付金、大会参加費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第25条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第八章 規約改正

第26条（規約改正） 本規約は、総会の決定を経なければ改正できない。

第九章 委 任

第 27 条（委 任） この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、役員選出のために必要な行為は、この規約の施行前においても、改正後の湘南地区ミニバスケットボール連盟規約の例により行うことができる。

年 月 日

湘南地区ミニバスケットボール連盟会長 様

令和 年度チーム代表者等報告書

以下のとおり令和 年度のチーム代表者、連絡責任者及び理事を報告します。

チーム(団体)名

チーム代表者名

【1】チーム代表者

(住所)

(氏名)

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

(携帯 mail アドレス)

(PC mail アドレス)

【2】連絡責任者 ※湘南連盟からの通知(理事に係る通知以外)は連絡責任者に送付します。チーム代表者と同じ場合は記載不要です。

(住所)

(氏名)

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

(携帯 mail アドレス)

(PCmail アドレス)

【3】湘南連盟に理事としてチームから選出する指導者

(住所)

(氏名)

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

(携帯 mail アドレス)

(PCmail アドレス)